

はじめに

一般財団法人日本緑化センター（以下「本財団」という）は、昭和48年にその前身となる財団法人を設立して以来、環境緑化に関する提言、緑化に関する総合的な調査研究、緑化技術の開発、情報の収集・提供、緑化思想の普及啓発、樹木医・松保護士・自然再生士などの緑に関する専門的人材の育成など、緑化に関連する様々な分野において活動を展開してきたところである。

現在、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標であるSDGsが社会全体の課題として取り組まれているところであり、その17の目標のうち、間接的なものも含めれば、12の目標において環境緑化が深く関係しているところである。

その中で、地球温暖化防止対策として脱炭素社会の実現は我が国においても喫緊の課題であり、環境緑化はCO₂の吸収源対策における重要な柱となっているところである。また、生物多様性保全対策として2022年の生物多様性条約COP15において採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組では、2030年のネイチャーポジティブ(自然再興)実現のため陸域・海域のそれぞれ30%を「生物多様性の保全が図られている区域」として保護することとした、いわゆる30by30が目標とされており、この達成のためにも環境緑化が重要な柱となっているところである。

また、身近な環境では、高度経済成長期以降、都市環境の悪化を防止するために緑化が積極的に推進されてきたところ、現在それら緑化のために植栽された都市の樹木が大木化し、狭小な植樹や不適切な管理方法と相まって、これまでになく倒木や落枝などによる身近な危険が増大しているところである。

「環境緑化」という言葉には長い歴史があるものの現在ではこうした今日的課題として質的・量的にさらに高度なものが求められており、その重要性はますます高まっているところである。本財団としても、こうしたより高度な環境緑化を基礎とした専門的人材の育成や調査研究、企業等による取り組みへの支援、そして環境緑化思想の普及・啓発などの活動について総合的に取り組んでいくこととする。

さらに、今年度は経営改善計画の最終年度であり、これまで4年間実施してきた取り組みを総括して収支を改善するとともに人材を確保することにより、経営改善計画の究極の目的である永続的に事業を遂行できる体制を確立することとする。また、これまで実施してきた各事業についても、引き続き改善に取り組み、より高度なものを目指して実施することにより、わが国の環境緑化の取り組みを促進させSDGsの達成を目指していくこととする。

日本緑化センターによる SDGs の取組

今日、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生などの喫緊の問題が山積しています。本財団は、「地球環境時代の緑化による SDGs の達成」を中心にとらえて、次に掲げる 6 つの事業を進めることにより、緑のもたらす恩恵を広汎に享受できる社会の実現に努力し、かけがえない地球環境を次代へつなげます。



緑化専門技術者養成認定事業

緑化技術講座研究会事業

緑の価値啓発事業

緑化広報事業

緑化調査計画事業

オンライン配信事業

優良な緑の資産を
保全・創出することにより
形成される環境を
次代へ継承

SDGs
の達成

緑化専門技術者養成認定事業

樹木・樹林の健全な育成・管理、松・松林の育成・管理、損なわれた自然環境の再生に貢献する人材を養成することを通じて、安全で快適な生活環境やレクリエーション空間の保全・創出、生物多様性保全に寄与することをめざします。

関与する SDGs **4 6 11 14 15**

緑化技術講座研究会事業

緑化事業の各分野で必要とされる緑化技術、時代のニーズに応じた新たな緑化技術等を習得する機会の提供を通じて、緑化技術者等の業務遂行能力の向上を図り、安全で快適な樹木、樹林、緑地等の利用に寄与することをめざします。

関与する SDGs **4 11 15**

緑の価値啓発事業

日本の松原や企業の緑地等の有する存在価値や利用価値について情報発信と地域の人たちの緑を活用する試みを通じて、緑のもたらす多面的な価値の啓発を図り、快適な生活基盤の確保、地域の環境保全に寄与することをめざします。

関与する SDGs **9 14 15 17**

緑化広報事業

緑化に関する多様な情報を発信する機関誌の発行、ホームページの運営、緑化専門技術者養成等に関わる技術図書の発刊等を通じて、緑化に関わる多様な人たちの知識や技術の向上を図り、安全で快適な緑地の利用に寄与することをめざします。

関与する SDGs **2 7 9 11 12 13 14 15 17**

緑化調査計画事業

緑豊かな環境形成に資する緑化計画手法、公園・緑地や道路緑化の整備・管理手法等の多岐にわたる緑化技術を調査・研究することを通じて、その知見の蓄積を図り、もって都市及び国土緑化における住民の要請に応えることをめざします。

関与する SDGs **2 3 9 11 12 13 15 17**

オンライン配信事業

持続可能な社会をつくっていくために必要となる、緑化等に関する質の高い教育を受けることができる講座をオンラインで配信することを通じて、専門家による最新の知見を、緑のもたらす恩恵に関心があるすべての人が学べる場を提供することをめざします。

関与する SDGs **4**

I 緑化専門技術者養成認定事業



1. 樹木医養成認定事業

(1) 樹木医の養成認定

樹木医制度は平成 3 年度にスタートし、樹木の診断・治療を主体とした専門家を養成する資格としては我が国で唯一の制度であり、これまでに 3,300 人を越える樹木医を認定してきた。今年度も引き続き、樹木の診断・治療をはじめ、保護・育成・管理に精通する「樹木医」の養成を行う。養成にあたっては、一次審査として選抜試験を実施した上で、合格者を対象に、二次審査として講義の WEB 配信と現地実習を組み合わせた樹木医研修を実施する。

なお、造園工事業の就業者数は 2003 年の約 78,000 人から 2017 年には約 27,000 人と、およそ 3 分の 1 程度にまで減少していることなどから、今後は更に募集対象者を柔軟に捉え、都市計画コンサルタントや、環境関連の調査事業者、森林組合などの林業事業者、自然公園や山岳等のサービス産業事業者まで、裾野を広げ幅広く周知を図る。併せて、インターネット上で申し込みが完了する応募フォーム等についても検討を行う。

(2) 登録更新制度の実施

登録更新制度は平成 31 年 4 月 1 日にスタートし、令和元年度の樹木医登録者(第 29 期)より、5 年毎の登録更新が義務付けられた。昨年度は、登録更新が義務化後、初の更新時期を迎えた。

今年度は、更新対象者の更新率等の分析を行い、更新事務を終えた 5 月上旬に整備する名簿への記載方法の検討に加え、更新制度の目的が十分に樹木医に伝わるよう、HP を用いた周知や、動画配信による PR など、更新率を高めるための検討を行う。

(3) 樹木医補の養成認定

樹木医補認定制度は平成 16 年度にスタートし、樹木医補資格養成機関に登録された大学等において認定条件を満たした学生を樹木医補として認定するものであり、これまで 6,800 人を越える樹木医補を認定してきた。

昨年度は Google フォーム方式による公募を開始し、一定の成果を得ることができたことから、今年度も引き続き、よりわかりやすく申請しやすい仕組みを検討する。

なお、今後進行する少子化の影響で、各種の教育機関においては学生の確保と生き残り戦略が不可欠となり、教育機関の特色の打ち出しや専門性の強化を迫られつつある。その際に、樹木医補資格養成機関としての登録は教育機関の付加価値等を高める一助となるため、今後も幅広く全国の教育機関等を対象として、登録の機会やメリットについて周知を図る。

その他、大学等に通うことの困難な社会人等を対象として、令和 4 年度にスタートした「グリーンエージ オンライン アカデミー」等の講義動画の視聴と、実習を伴う講座・講習会等を組み合わせた新たな認定方法の可能性についても検討を行う。

(4) 樹木医 CPD 事業の推進

樹木医 CPD 制度は平成 23 年度にスタートし、樹木医 CPD 協議会（本財団、樹木医学会、（一社）日本樹木医学会の 3 者により構成）が協力して、樹木医自らが行う継続的な自己研鑽の支援、評価を通じて、樹木医全体の資質向上、樹木医資格の社会的信頼確保を図るものである。

今年度も引き続き、参加型プログラムの提供団体・組織の募集および本財団が実施する質の高いプログラムの提供に取り組むほか、個人で申請する場合のプログラム申請方法のわかりにくさ等を解消するため、HP 上に動画配信による解説ページを設けるなど、利用者視点でのサービスの拡充を図る。

2. 松保護士養成認定事業

(1) 松保護士の養成認定

松保護士制度は平成 16 年度にスタートし、マツ材線虫病に関して正しい知識を持ち、松枯れ対策に精通した専門家を養成するものであり、これまで 800 人を越える松保護士を認定してきた。今年度も引き続き、松枯れ防除事業における管理者の知識レベルの強化と現場事業者の技術レベルの向上による都市公園等のマツ林管理の適正化を図るため、「松保護士」の養成を行う。養成にあたっては、一次審査として選抜試験を実施した上で、合格者を対象に、二次審査として講義の WEB 配信と現地実習を組み合わせた松保護士講習会を実施する。

なお、海岸林を主体とする松枯れ被害は収束しておらず、今なお全国的に被害が多発している。その要因は、すでに完成されている防除戦略が、現場レベルで適時適切に運用されていないなどの構造的な問題が大きく、さらに松枯れ防除事業に携わる様々な実施主体の中で十分に情報が共有、実践されていないことなども挙げられる。そのため、防除戦略の運用に関する実践的な内容を講習会のプログラムに追加するなど、応募者を増やすための対策を講じる。

併せて、国土交通省が定める「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格（国土交通省登録資格）」（公園施設（樹木）業務）への登録を目指すほか、インターネット上で申し込みが完了する応募フォーム等についても検討を行う。

(2) 登録更新制度の実施

松保護士はスタート当初から 5 年毎の登録更新制度を導入している。令和 2 年度より、更新講習会を WEB 配信方式により実施しており、手軽に受講できるメリットが大きく、導入前と比べ例年更新率は高くなっている。今年度は、ちょうど WEB 配信の動画の利用期間が 5 年を迎え、令和 2 年度の更新者が今年度に更新を迎えることなどから、動画内容の見直しを行う。

3. 自然再生士養成認定事業

(1) 自然再生士の養成認定

自然再生士制度は平成 22 年にスタートし、自然再生に必要な知識・技術・経験を有し、自然再生を推進する技術者を養成するものであり、これまで 2,800 人を越える自然再生士を認定してきた。今年度も引き続き、人と自然が共生する持続可能な社会の構築と、その根源である生物多様性の保全と再生を推進するため、「自然再生士」の養成を行う。養成にあたっては、資格試験方式と特別認定講習会方式を組み合わせて実施する。

なお、近年は、環境省により、企業、団体・個人、自治体等の様々な活動によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する取り組みが進み、毎年 60 を超えるサイトが認定されている。同サイトの認定に係る取り組みや、認定のためのアドバイザーとして自然再生士の活躍が期待されることから、プログラムに自然共生サイトと関連づけた内容を追加するなど、新たな自然再生士の活動の場として PR を図る。

(2) 自然再生士補の養成認定

自然再生士補認定制度は平成 23 年度にスタートし、資格養成機関の認定方式とセミナー受講者認定方式の 2 つの方式で運用しており、条件を満たした者を自然再生士補として認定するものであり、これまで 5,800 人を越える自然再生士補を認定してきた。

昨年度は Google フォーム方式による公募を開始し、一定の成果を得ることができたことから、今年度も引き続き、よりわかりやすく申請しやすい仕組みを検討する。

なお、本資格の特徴は、自然再生士の資格試験時に優遇措置があるほか、学部の卒業が必須の要件となっている樹木医補とは異なり在学中に自然再生士の資格を取得できることから、学生が就職活動で履歴書に資格を記載でき自身の PR の一助となるため、その点も踏まえ各養成機関への更なる周知を行う。

II 緑化技術講座研究会事業



1. 樹木と緑化の総合技術講座

本講座は、樹木の生態から緑化技術、維持管理技術など樹木と緑化に関わる基礎知識などを修得するとともに、樹木の生態・構造、維持管理の必要性を理解し、現場での様々な課題を解決するための手法をトータル的に学ぶことを主眼として開催するものである。

特に前期 4 日間については、令和 3 年度以降 WEB 配信を続けてきたが、参加者数が減少傾向にあるため、今年度はプログラムを大幅に見直し、対面方式により実施する。

後期 4 日間についても、一部の内容を見直し、積極的に樹木医との連携を図るなど、実習内容の更なる拡充を図る。

2. グリーンエージ都市環境緑化フォーラム

快適でうるおいのある都市環境の形成・保全を目的とした新たな緑化の考え方や新たな緑化技術の普及に係わるフォーラムを開催する。

3. 松枯れ防除実践講座

本講座は、平成 17 年度よりスタートし、松枯れ防除事業に携わる都道府県の松枯れ防除担当者や、実際に現場で防除事業を行う松保護士や森林組合職員などを対象に、松枯れ被害対策にかかる適切な防除計画の策定と、適正な防除の推進に必要な技術・知識の習得を目的として、年に一回、各都府県輪番制で実施するものである。

昨年度は宮崎県宮崎市で 8 月に第 17 回目の開催を予定していたが、台風の影響で中止となったため、今年度は場所と時期や講座内容について再検討を行い、リニューアルを図る。

開催にあたっては、都道府県等の行政機関と連携して、松保護士、市町村防除事業担当者、森林組合職員、造園建設業者、大学等と連携し、地域への情報発信と普及啓発を図る。

4. 自然再生士特別認定講習会（自然再生セミナー）

本講習会は、自然再生に必要な知識・技術の習得のため、自然再生の総論から計画、設計、施工、管理までの一連の手順に加え、鳥類、昆虫、草花などの生き物に関する基本事項を学び、自然再生に係る手法をトータルの観点から学ぶことを主眼として開催するものである。

今年度も、自然再生セミナーは「自然再生士特別認定講習会」と同時運営とし、一部内容を見直した上で WEB 配信により実施する。自然再生セミナーは一般参加者の意識も高く、これをステップに自然再生士の試験に臨む者も多いことから、上位資格である自然再生士へのステップアップを希望する者も念頭に置いて広く周知を行う。

5. 樹木医技術普及講座

本講座は、樹木医の知識と技術の研鑽ならびに指導能力の向上を目的として運営するものである。これまで対面式とオンライン配信方式の 2 つの形式で実施してきた。特に昨年は、対面式の新たな試みとして「とことん樹木診断シリーズ（全 3 回）」と「実践！樹木の見分け方」の 4 つの講座をスタートさせたところである。

「とことん樹木診断シリーズ（全 3 回）」は、樹木医の新規取得者や日の浅い樹木医にとっては診断技術の習得やスキルアップに直結する講座であるため、受講対象者の関心や反響が極めて大きかったことから、今年度も先の 2 月に実施した「基礎編」に続き、5 月に「応用編」、8 月に「フォローアップ編」を実施する。

「実践！樹木の見分け方」も、1 日間で、現地における生立木の樹形等の観察、室内にてフラスコに挿した切り枝による葉の解説、最後に 40 樹種の確認試験と自己採点後の振り返りまでが学べる濃密な内容となっており、樹種の識別を学ぶ講座としては他に類をみないものとなっている。こちらも反響が極めて大きく、今年度も 5 月に（一社）千葉県緑化推進委員会の施設を借用して実施する。

なお、今年度は、樹木医技術普及講座に対する要望や関心の高まりを踏まえ、今後更なる講座の充実を図るため、講師として積極的に樹木医を招くとともに、民間企業の研修施設を借り受けて実施することまでを含め、民間企業等との共同開催が可能なプログラムを検討する。

6. 自然再生技術研修会

本研修会は、自然再生士有資格者を対象として、自然再生士の知識と技術の研鑽ならびに指導能力の向上を目的として運営するものであり、本講座を受講することで資格の更新を行うことができる。当研修会は、対面式とWEB配信方式との2つの形式で構成している。

対面式については、東日本と西日本で交互に開催しており、昨年度はプログラム内容の見直しを行い、東京都立川市の昭和記念公園（東京開催）で開催した。今年度は、西日本での開催となるため、開催箇所も含め、内容の見直しを行う。

また、オンライン配信方式については、その利便性や費用面から、参加者が集中する傾向にあるため、今年度も引き続き対面式と並行して実施する。

7. 緑サポーター養成事業

緑サポーター養成事業は平成11年にスタートし、緑化に関心の高い市民を対象に、樹木医の指導のもと地域緑化の推進、樹木の点検・診断補助等を行う緑サポーターを養成するものである。本事業の大きな特徴は、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区）または緑化関連団体が主体となって企画、運営、実施することである。

昨年度は、山梨県、福岡県、本財団の3団体の申請となり、非常に少数での実施となったため、本年度は、運営団体への助成金制度を設けて実施するなど、財源に余裕のない団体等へ広く周知を図ることで、参加団体を増やす取り組みを実施する。

8. その他の事業

造園CPD事務については、継続して造園CPD協議会のサポートを行い、本財団が運営する3資格を取得した者に対して造園CPD会員への勧誘を行う。

Ⅲ 緑の価値啓発事業



1. 日本の松原再生運動事業

(1) 日本の松原再生運動事業

日本の松原再生運動は第4期（令和4～8年度）に入っており、令和7年度は、ホームページで現在124か所（令和6年度に「五稜郭」を追加）を掲載している「身近な松原散策ガイド」を充実させるほか、地元の人たちによる松原の保育（下刈等）について、必要に応じて助言をするなどの協力を行う。

グリーン・エージでも「身近な松原散策ガイド」に追加した松原の紹介記事を掲載するほか、全国の松原を紹介する連載記事「松韻を聴く旅へ」（執筆者：川廷昌弘氏）を掲載する。

2. 企業緑地活用促進事業

(1) 工場緑化推進全国大会の開催

47都道府県及び20政令指定都市から推薦された緑化優良工場等について、緑化優良工場等選考委員会を開催して受賞工場（全国みどりの工場大賞）を選出する。また、経済産業省・国土交通省・林野庁等の後援のもと、「第44回 工場緑化推進全国大会」を開催して受賞工場の表彰式や緑化活動内容の発表を行う。

(2) 樹木医派遣サービスの実施

過去に「全国みどりの工場大賞」の会長賞を受賞し、本財団の賛助会員となっていた工場等に対し、工場緑地の質の向上や持続性の確保、樹木医の活躍の場の拡大等を目的として、（一社）日本樹木医会の協力のもとに樹木医派遣サービスを実施する。

3. 環境緑化普及推進事業

(1) 環境緑化普及推進事業

環境緑化の重要性を広く国民に理解されるよう、当該活動に対する支援とその普及啓発を進めるとともに、2027年に神奈川県横浜市で開催される「国際園芸博覧会」の活動に対して協力する。

(2) 記念林育成事業

フィランソロピー活動等を目的として、本財団設立10周年記念事業「グリーンライフの森」（茨城県笠間市／5.52ha）と同20周年記念事業「水上記念の森」（静岡県長泉町／3.15ha）の育成事業を推進し、適切な保育管理を行い各種公益的機能の増進に努める。

IV 緑化広報事業



機関誌、ホームページの運営、各種情報（緑化樹木供給情報等）の収集・提供などを行うことにより、SDGs 達成のための環境緑化技術等の普及啓発を図る。

(1) 機関誌『グリーン・エージ』の発刊

今年度も、誌面の充実を図りつつ隔月で年6回発刊する。

特に、本財団に対して多大なご支援を賜っている賛助会員の皆様方による環境緑化等の活動について、積極的にPRをしていく。

なお、グリーン・エージの新たな編集体制を導入するとともに、その実施結果をフィードバックしさらに改善していく。

(2) ホームページの運営及び改修作業の実施

昨年度は各種試験や講座の申し込み手続きをホームページで行うことができるよう申込フォームの試験運用を行ったところであり、今年度は運用範囲を広げながら引き続き実施する。あわせて、ホームページのユーザビリティと視認性を高めるための検討を行う。

(3) 『最新・樹木医の手引き』改訂5版の発行

『最新・樹木医の手引き改訂4版』の発行から10年が経過しているため、内容を充実した上で改訂5版を発行する。

(4) 緑化樹木供給情報等の収集・提供の実施

V 緑化調査計画事業



本財団の保有する緑化技術をさらに強化するとともに、パブリックな側面を前面に押し出すこと等により、民間のコンサルタント等との差別化を図る。また、緑化に関する大学や企業、団体との連携・協力をさらに強化し、新たな技術開発を新たなニーズに結びつけることによって事業化を図る取り組みを推進することとして、以下の事業を実施する。

1. 緑化の計画、緑地保全手法等に関する調査事業

都市緑地保全・緑化施策の新たな展開に資するため、現行の関連する諸制度の活用実績や施策の取り組み動向等について調査を行い、これを分析・評価するとともに、脱炭素社会の実現を目指したGX（グリーントランスフォーメーション）やグリーンインフラ等の新たな政策課題の調査を行う。

また、地方公共団体が策定する公園緑地計画や緑化推進のための制度の活用状況等に関する調査等を行う。

2. 公園・緑地の整備・管理手法に関する調査事業

公園緑地等に加え、今年度からは新たに社寺境内地（明治神宮内苑の森）において保全・再生されている樹林地の、長年月の経過に伴う大径木化や高密度化の進展と倒木・落枝等の危険性の増大、樹木に求められる機能の変化等に対処するための基礎的調査や、適切な樹林形成を図っていくための再生・管理手法に関する調査等を行う。

また、公園緑地等の生物多様性保全の推進を目的として、公園の立地する地域における生きものネットワークや、公園自体の生物多様性保全の推進のあり方の検討を行い、これを具体化するための植物等を主体とした保全・再生・管理に関する手法の調査等を行う。

3. 道路緑化の整備・管理手法に関する調査事業

道路緑化の今日的な課題を踏まえるとともに、今後の新たな地域づくりやまちづくりにおける、街路樹や道路構造物の被覆等の新たな役割や望ましいあり方、そしてこれを具現化し管理していくための技術について調査等を行う。

4. 森林資源の保全・活用に関する調査事業

海浜部の松林保全・再生を目的として、抵抗性マツの松くい虫被害対策等の管理等に係る調査等を行う。

VI オンライン配信事業



緑化技術者の技術の向上、新たな緑化技術者の育成、さらに一般の方々への緑化思想や技術の普及・啓発を図ることにより、SDGsの達成に向けた取り組みを強力に推進することを目的として、令和4年度に「グリーンエッジ オンライン アカデミー (GOA)」を立ち上げた。

今年度も、当財団が運営する三資格及び各種技術講座と関連性の高い動画配信を充実させるとともに、利用者数増加のための広報宣伝等を積極的に行う。

VII その他

今年度は経営改善計画の最終年度に当たることから、経営改善計画の究極の目的である永続的に事業を遂行できる体制を確立し、本財団の基盤をより強固なものとするため、これまでの改革の取り組みを総括するとともに、經常事業も含めて各事業を有機的に連携させることによりより高度な事業実施体制を構築できるよう、以下のような取り組みを集中的に実施することとする。

- ① 今後の事業内容や人事内容、経営方針や経営戦略などの決定や見直しを行う「経営会議」の発足
- ② 経営改善計画期間終了後の人員体制を踏まえてプロジェクトチームメンバーを見直した上で、5年間の取り組みの集約と経営改善計画期間終了後の新たな活動方針のとりまとめの実施
- ③ 本財団の機関誌である『グリーン・エージ』及びオンライン動画学習サービスである「グリーンエージ オンライン アカデミー」の本財団の資格制度との連携による販売促進
- ④ 新たな賛助会員の獲得と賛助会員目線に立った賛助会員へのフォローの充実
- ⑤ 昨年度末に試行導入した庶務部門のデジタル化(勤怠・グループウェア・ワークフロー)の完全実施を図るとともに、会計・経理部門のデジタル化についても上半期内に試行導入し完全実施を目指す
- ⑥ 引き続き、退職等に伴う欠員に対し、本財団の保有するあらゆる手段を用いて優秀な人材獲得の取り組みを実施